

防府市6次産業化支援事業補助金交付要綱

令和5年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、6次産業化を促進し、防府市産農林水産物の高付加価値化を目指すことを目的として、防府市6次産業化支援事業（以下「事業」という。）に係る補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助金の補助率及び補助対象者等)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業は、山口県が定める「やまぐち6次産業化・農商工連携推進事業補助金交付要綱」（以下「県要綱」という。）第3条に規定する事業とする。

2 補助対象者は、県要綱第3条に規定する事業実施主体において、「県」を「市」に読み替えるものとする。

3 製造する加工品の主な原材料は、防府市産農林水産物とする。

4 この補助金の交付の対象となる経費及び補助金の算定方法は、県要綱の規定によるものとし、補助金の額は、予算の範囲内において、山口県より交付される補助金額と同額以内とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第3条 前条の規定による補助金の交付申請をしようとする対象者は、補助金交付申請書（第1号様式）を、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を事業実施主体に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第5条 第4条第1項の規定による通知を受けた事業実施主体は、当該通知に

係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して20日以内に当該申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(事業の中止又は廃止)

第6条 事業実施主体は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその理由及び事業の遂行状況を市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 事業実施主体は、事業を完了したときは、完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに、事業実績報告書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査の結果、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を事業実施主体に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 前条の規定により通知を受けた事業実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(他の用途への使用禁止)

第10条 補助金の交付を受けた事業実施主体は、当該補助金を他の用途に使用してはならない。

(報告及び検査等)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、事業実施主体に対し報告を求め、関係書類若しくは事業の施行状況を検査し、又は事業の施行上必要な指示をすることができる。

(補助金の交付決定の取消し等)

第12条 市長は、事業実施主体が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。
- (3) 事業の施行方法が不相当であると認められるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、当該事業実施主体に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(関係書類の整備)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式

防府市6次産業化支援事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 防府市長

住所

氏名

防府市6次産業化支援事業を下記のとおり実施したいので、防府市6次産業化支援事業補助金交付要綱第3条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 事業内容

別添事業計画書のとおり

2 事業費

(1) 総事業費 円

(2) 補助対象事業費 円

3 補助申請額

円

4 添付資料

県事業の計画認定通知書の写し

その他市長が必要と認める書類

第2号様式

防府市6次産業化支援事業実績報告書

年 月 日

(宛先) 防府市長

住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号の補助金交付決定通知に基づき、下記のとおり事業を実施したので、防府市6次産業化支援事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、その実績を報告します。

記

1 事業内容

別添のとおり

2 総事業費

別添のとおり

3 添付書類

県知事から事業変更の承認を受けた場合は、その旨がわかる書類

その他市長が必要と認める書類

第3号様式

防府市6次産業化支援事業補助金請求書

年 月 日

(宛先) 防府市長

住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号で確定通知のあった補助金について、防府市6次産業化支援事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり交付されるよう請求します。

記

請 求 額	円
-------	---

振込先

振 込 先 金融機関名	銀行・信用金庫・労働金庫・ 農協・漁協・信用組合	
	支店・店・支所・出張所	
口座番号・種別		1:普通 2:当座 3:その他 ()
口座名義 カタカナで記入 願います		